

つがる西北五広域連合病院事業の主要職員を定める規則

平成 24 年 3 月 30 日
規 則 第 7 号
改正 平成 24 年 10 月 1 日
規 則 第 11 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条ただし書の規定により、任免する場合において広域連合長の同意を要するつがる西北五広域連合病院事業の主要な職員は次のとおりとする。

- （１）院長、所長及び副院長の職にある職員
- （２）病院運営部の次長以上（病院運営部以外の病院において、つがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成 24 年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第 18 号）で規定する行政職給料表（一）が適用される職員で課長相当職以上を含む。）の職にある職員
- （３）看護局の看護師長以上の職にある職員
- （４）薬剤局の薬剤部長以上の職にある職員
- （５）リハビリテーション局、診療画像情報局及び臨床検査局の技師長以上の職にある職員
- （６）栄養管理局の技師長以上の職にある職員

（平成 24 規則 11・一部改正）

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 11 号）

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。